

2014.11.11

週刊WEB

発行

税理士法人 森田会計事務所

企業経営マガジン

1 ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2014年11月7日号

金融市場の動き(11月号)

～追加緩和のインパクトと過熱感の力比べに

経済・金融フラッシュ 2014年11月7日号

11月ECB政策理事会:

1兆ユーロ規模を公式目標化—全会一致を強調

2 経営TOPICS

統計調査資料

景気動向指数

平成26年9月分(速報)

3 経営情報レポート

120年ぶりの実質的改正案が固まる

民法改正～企業における実務への影響

4 経営データベース

ジャンル:IT・情報技術 サブジャンル:ERP

ERP の導入

ERP の特徴

金融市場の動き(11月号)

～追加緩和のインパクトと過熱感の力比べに

要旨

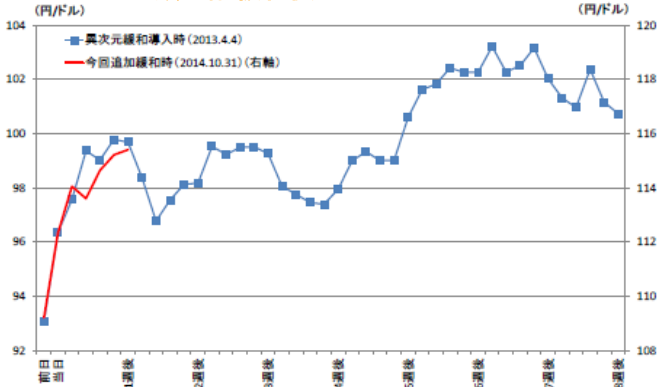
1 (為替・株) 今回の追加緩和は衝撃的なものであった。これまでの市場の反応は、昨年の異次元緩和後に匹敵するレベルになっている。緩和の規模や質では異次元緩和のインパクトに及ばないが、時期のサプライズ感は異次元緩和以上であったうえ、タイミングも絶妙であったことで円安・株高圧力が増幅された。今後も中期的なトレンドとして円安ドル高、株価上昇が続く蓋然性が大きく高まったと言えるだろう。追加緩和で日米の金融政策の方向性の違いがさらに鮮明化したほか、マネーフローの面でも日銀とGPIFの株買い増しが株価上昇とリスクオンの円売りを誘発、GPIFの外国証券買い増しが追加の円売りフローを生むためだ。一方、難しいのが当面の見通しだ。最近の円売りには強い勢いを感じるが、過熱感も相当溜まっているとみられるためだ。25日移動平均との乖離率を見ると、株・ド

ル円ともに近年で最大レベルに達しており、利益確定に伴う調整が入る可能性がかなり高まっていると見られる。当面、材料として注目されるのは、やはり米経済指標になる。

2 (日銀金融政策) 日銀は10月末の金融政策決定会合で追加緩和を決定した。同日発表の展望レポートでは14年度の成長率を大きく下方修正したほか、コアCPI上昇率(消費税の影響除き)についても14・15年度をやや下方修正した。

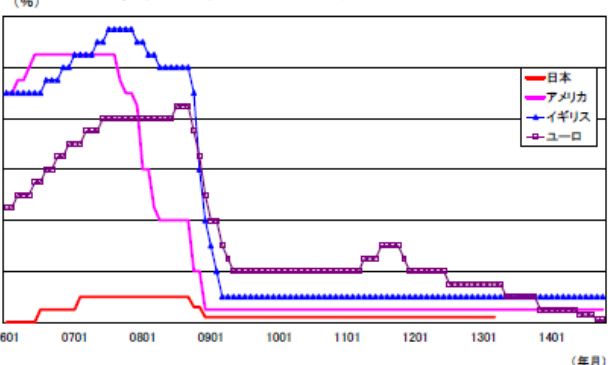
3 (金融市場の動き) 10月は円安ドル高、ユーロドルは低下、長期金利も低下した。ドル円の目先の方向性はやはり本日の米雇用統計で決まるが、ドル高に振れたとしても、過熱感が一層強まるため、近いうちに一旦は円高方向への調整が必要と見ている。

日銀金融緩和後のドル円レート



(資料) bloomberg

各国政策金利 (10月末時点)



(注) 値は月末値、日本はマネタリーベースへの誘導目標変更に伴い、13年3月で更新停止

(資料) 各国中央銀行

11月ECB政策理事会： 1兆ユーロ規模を公式目標化 —全会一致を強調

要旨

1 新たな政策決定はなし

6日、欧州中央銀行（ECB）が11月の政策理事会を開催した。新たな政策決定はなかった。ECBは、10月中旬に9月の政策理事会で決めたカバード・ボンドの買入れを開始、資産担保証券（ABS）の買入れも10月末に外部のサービス・プロバイダーの選定を終えて、今月中の買入れ開始を目指す段階にあるため、今月の政策変更はないとの見方がコンセンサスであった。

2 声明文の修正1－12年初のバランス・シート水準を目指す方針を明文化

新たな政策決定を見送る一方で声明文は2つの面で大きく修正された。1つはバランス・シート目標の明文化である。

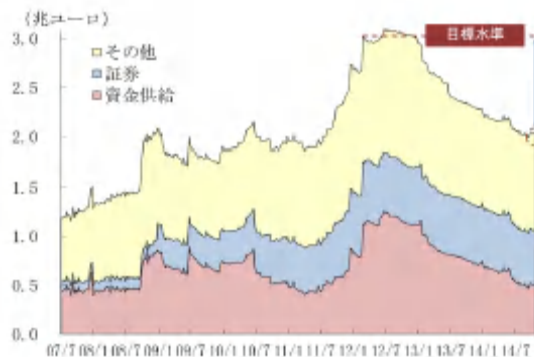
9月のABSとカバード・ボンド買入れプログラムの導入以降、声明文には、最低2年間実施する2つの民間資産買入れプログラムと16年6月まで合計8回実施する最長4年のターゲット型資金供給は「バランス・シートに大きな効果を及ぼす」との文言が盛り込まれた。

3 政策理事会は、現在の政策が不十分、中期インフレ目標悪化の場合に追加策が必要と判断

ドラギ総裁は、質疑応答で、政策理事会が追加策が必要と判断するケースとし

て、①現在の政策が不十分な場合、②中期インフレ目標が悪化した場合の2つを挙げた。現在の状況は①、②にともに適合すると考えられることから、市場では早期の追加緩和、とりわけ国債購入開始への観測が強まっている。①については、今回、公式目標となった1兆ユーロのバランス・シート拡大を実現するには資金需要次第のTLTROと、市場規模に限りがある2つの民間資産買入れプログラムでは不十分と見られている。

ECBの資産残高



(資料) ECB

市場のインフレ期待



(注) 5年先5年物ブレイク・イーブン・フォワードレート

(資料) ロイター

景気動向指数 平成26年9月分(速報)

1 概要

1 9月のC I（速報値・平成22年=100）は、先行指数：105.6、一致指数：109.7、遅行指数：115.8となった。^(注)

先行指数は、前月と比較して1.2ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。3か月後方移動平均は0.30ポイント上昇し、2か月連続の上昇、7か月後方移動平均は0.43ポイント下降し、7か月連続の下降となった。

一致指数は、前月と比較して1.4ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。3か月後方移動平均は0.13ポイント上昇し、6か月ぶりの上昇、7か月後方移動平均は0.47ポイント下降し、4か月連続の下降となった。

遅行指数は、前月と比較して1.9ポイント下降し、3か月連続の下降となった。3か月後方移動平均は0.83ポイント下降し、2か月連続の下降、7か月後方移動平均は0.24ポイント下降し、53か月ぶりの下降となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、下方への局面変化を示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C4：耐久消費財出荷指数	0.52	C3：大口電力使用量	-0.28
C2：鉱工業生産財出荷指数	0.45	C11：有効求人倍率(除学卒)	-0.26
C1：生産指数(鉱工業)	0.36	C10：中小企業出荷指数(製造業)	-0.11
C8：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	0.30		
C6：投資財出荷指数(除輸送機械)	0.21		
C7：商業販売額(小売業)(前年同月比)	0.11		
C9：営業利益(全産業)	0.08		
C5：所定外労働時間指数(調査産業計)	0.02		

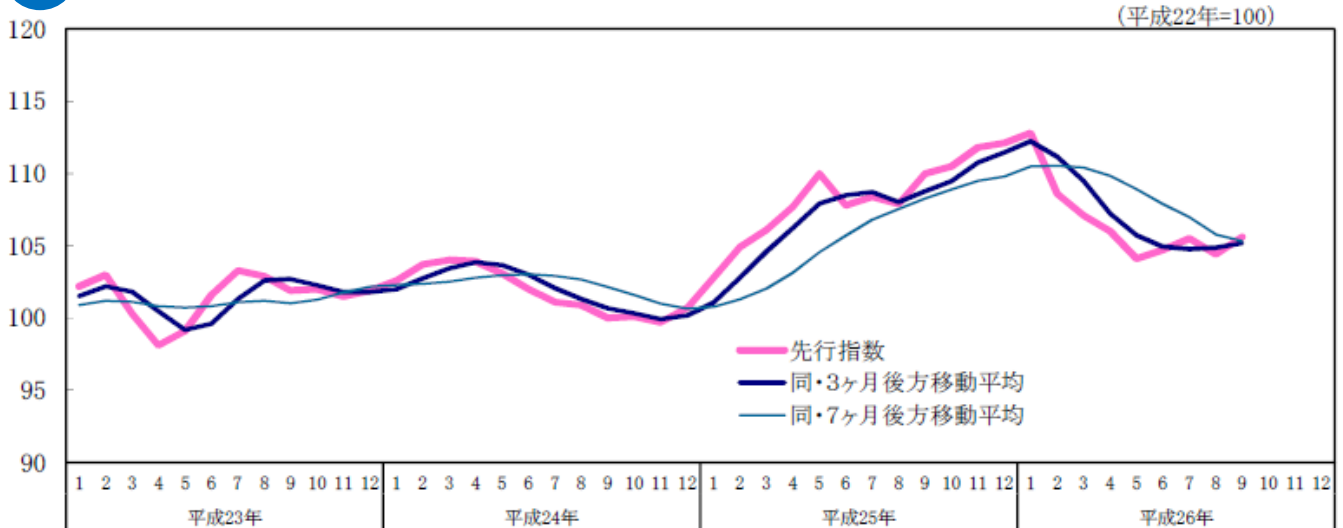
「C5 所定外労働時間指数(調査産業計)」、「C9 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

^(注) 公表日の3営業日前(平成26年10月31日(金))までに公表された値を用いて算出した。

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



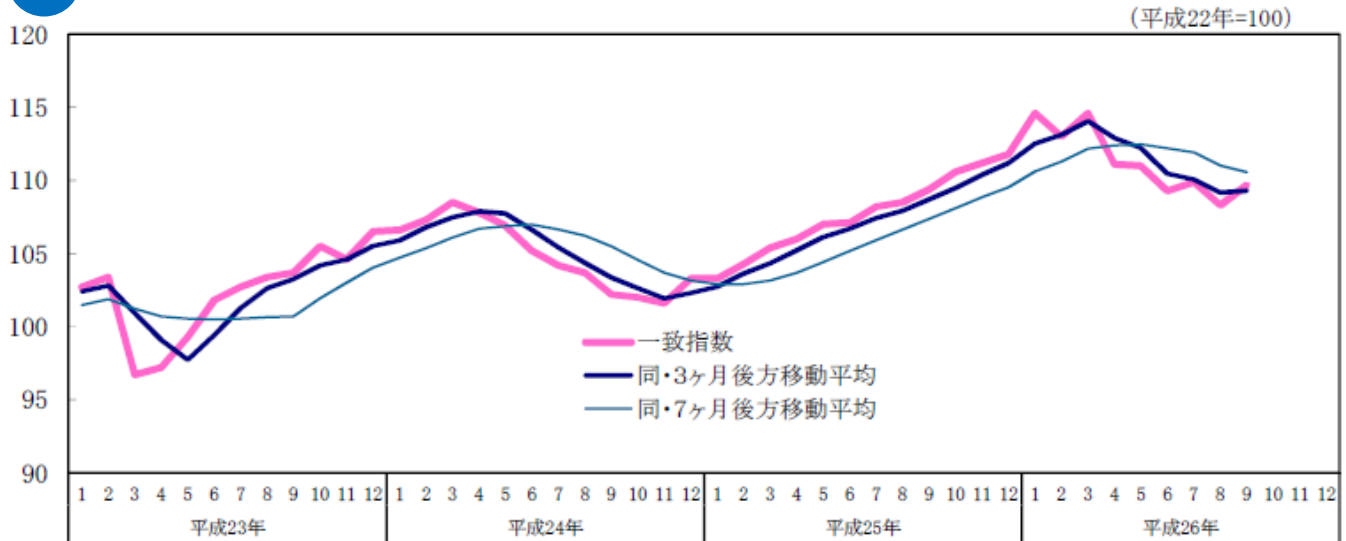
2 先行指数採用系列の寄与度

		平成26年(2014)					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
CI先行指数	前月差(ポイント)	106.0	104.1	104.7	105.5	104.4	105.6
	寄与度	-1.1	-1.9	0.6	0.8	-1.1	1.2
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	1.6	5.8	6.4	0.4	9.3	-7.8
	寄与度(逆サイクル)	-0.25	-0.64	-0.53	-0.09	-0.66	0.66
L2 鉱工業生産財在庫率指数	前月差	-1.8	1.3	2.3	-5.7	9.1	-5.6
	寄与度(逆サイクル)	0.18	-0.20	-0.30	0.63	-0.66	0.72
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	3.7	-1.5	1.0	-1.5	-0.7	0.5
	寄与度	0.29	-0.26	0.02	-0.28	-0.18	-0.03
L4 実質機械受注(船舶・電力を除く民需)	前月比伸び率(%)	-8.8	-19.7	8.7	3.8	4.4	
	寄与度	-0.38	-0.79	0.32	0.14	0.17	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	1.6	-7.4	4.6	-5.7	0.8	3.1
	寄与度	0.07	-0.47	0.24	-0.40	0.03	0.19
L6 消費者態度指数	前月差	-0.3	2.6	1.3	0.6	-0.6	-0.9
	寄与度	-0.17	0.38	0.42	0.19	-0.27	-0.43
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	-0.2	-0.6	0.5	0.5	-0.1	-0.6
	寄与度	-0.13	-0.21	0.01	0.02	-0.11	-0.23
L8 長短金利差	前月差	-0.02	-0.05	0.00	-0.04	-0.04	0.04
	寄与度	-0.02	-0.06	0.01	-0.05	-0.05	0.08
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	-1.6	0.3	6.1	2.4	-0.3	3.3
	寄与度	-0.12	-0.01	0.29	0.10	-0.05	0.17
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	-0.23	-0.21	-0.26			
	寄与度	-0.35	-0.31	-0.34			
L11 中小企業売上げ見通しD.I.	前月差	-15.9	8.8	2.6	2.3	10.2	-3.1
	寄与度	-0.70	0.28	0.12	0.11	0.46	-0.26
一致指数トレンド成分	寄与度						
	寄与度	0.47	0.42	0.36	0.35	0.29	0.28
3ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	107.2	105.7	104.9	104.8	104.9	105.2
	寄与度	-2.27	-1.50	-0.80	-0.16	0.10	0.30
7ヶ月後方移動平均	前月差(ポイント)	109.8	108.9	107.9	107.0	105.8	105.3
	寄与度	-0.57	-0.91	-1.02	-0.94	-1.20	-0.43

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		平成26年(2024)					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
C1 一致指数		111.1	111.0	109.3	109.9	108.3	109.7
	前月差(ポイント)	-3.5	-0.1	-1.7	0.6	-1.6	1.4
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	-2.8	0.7	-3.4	0.4	-1.9	2.7
	寄与度	-0.34	0.07	-0.35	0.04	-0.24	0.36
C2 鉱工業生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	-3.4	0.2	-3.4	1.3	-0.8	4.5
	寄与度	-0.42	0.02	-0.38	0.15	-0.12	0.45
C3 大口電力使用量	前月比伸び率(%)	-1.6	0.2	-0.4	-0.4	-0.3	-1.5
	寄与度	-0.36	0.02	-0.10	-0.11	-0.09	-0.28
C4 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-0.3	-7.4	-4.1	-2.1	-2.9	7.7
	寄与度	0.00	-0.33	-0.23	-0.12	-0.18	0.52
C5 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	-0.5	-1.3	-0.7	-0.5	-1.2	
	寄与度	-0.08	-0.20	-0.11	-0.09	-0.20	0.02
C6 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	-5.7	-1.5	-0.8	3.5	-6.0	2.2
	寄与度	-0.48	-0.11	-0.06	0.30	-0.54	0.21
C7 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	-15.3	3.9	-0.2	1.2	0.6	1.1
	寄与度	-0.78	0.32	-0.01	0.11	0.05	0.11
C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	-10.5	1.7	0.8	0.4	-2.7	4.0
	寄与度	-0.62	0.12	0.07	0.04	-0.16	0.30
C9 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	-1.8	-1.8	-1.8			
	寄与度	-0.12	-0.12	-0.13	0.10	0.09	0.08
C10 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	-1.9	0.8	-4.9	1.9	-0.2	-1.8
	寄与度	-0.24	0.09	-0.38	0.24	-0.04	-0.11
C11 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	-0.01
	寄与度	-0.04	0.00	-0.00	-0.12	-0.12	-0.26
3ヶ月後方移動平均		112.9	112.2	110.5	110.1	109.2	109.3
	前月差(ポイント)	-1.17	-0.67	-1.76	-0.40	-0.90	0.13
7ヶ月後方移動平均		112.4	112.5	112.2	111.9	111.0	110.6
	前月差(ポイント)	0.24	0.06	-0.27	-0.27	-0.90	-0.47

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

「景気動向指数 平成26年9月(速報)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

120年ぶりの実質的改正案が固まる 民法改正～企業における実務への影響

ポイント

- 1 民法改正要綱仮案の概要
.....
- 2 契約と実務はこう変わる ～企業への影響
.....
- 3 企業活動に関わる契約類型の改正項目
.....
- 4 その他債権一般に関する重要改正点
.....



1 民法改正要綱仮案の概要

■ 民法改正要綱仮案の概要

(1) 今回の改正ポイント

民法は、国民生活の基本ルールと呼べるものであり、全ての契約ルールのベースとして、日常生活や経済活動を規律する法律です。

しかし、2006年には国際的な契約ルール（ユニドロワ国際商事契約原則ほか）を見直す動きがあり、日本企業が国際取引を行う際に不都合を生じる懸念が高まったこととも相まって、契約ルールの基本である民法を改正する検討に着手することとなりました。

また、国民生活に密接なものであるゆえに、一般にわかりやすい法律に変えていく必要性も指摘され、改正の議論は次の4つのポイントを掲げて進められました。

■ 民法改正 4つのポイント

- 判例の明文化 ⇒ 判例で積み上げたルールの条文化
- 用語の平易化 ⇒ わかりやすい言葉に変更 例) 瑕疵 ⇒ 契約内容に適合しない
- 現実の社会・経済変化への対応 ⇒ 取引形態の多様化・複雑化への対応
- 国際的取引ルールとの整合 ⇒ 企業取引のグローバル化に対応

(2) 債権に関する部分の改正の方向性

要綱仮案で示されたのは、民法の第1～3編（財産法）に収録された724条のうち、債権を中心とする約370条にのぼる条文にかかる改正の方向性です。

民法には、財産法だけではなく、第4～5編として家族法が制定されており、この中で法定相続分などを定める相続に関する部分についても、法務省における相続法制検討ワーキングチームで検討されていますが、今回の要綱仮案には含まれておらず、別途試案が示されるとみられています。

(3) 企業実務への影響が予想される改正点

今回の改正要綱仮案のうち、企業が実務上大きな影響を受けると予想されるのは、以下の3つの改正点です。

企業にとって、この改正はマイナスの影響ばかりではありません。制定から長い年月を経過している民法の条文は、判例や学説の解釈論によって補われる部分も多いため、一般にはわかりにくい規定もありますが、今回の改正によって、曖昧だった契約ルールが明文化されたり、判例を確認するプロセスを省いたりすることが可能になります。

一方では、知識がなければ、自社に不利益な契約を締結してしまう危険性もありますから、特に企業活動と密接に関わる改正点については、十分に理解しておく必要があります。

2 契約と実務はこう変わる ～企業への影響

■ 倍増する相続税申告対象者

(1) 消滅時効の統一

消滅時効とは、一定の期間の経過によって、債権などの財産権が消滅する制度です。現行の民法では、一般的債権の時効は10年と規定されており、例外として「短期消滅時効」が定められています。この短期消滅時効とは、職業別に区分された債権の消滅時効であり、それぞれ1～3年までの期間(以下、「時効期間」)が定められています。今回の改正では短期消滅時効を廃止し、時効期間を統一することとしました。時効期間は、現行の商法第522条に従い、5年に落ち着きましたが、同条の商事消滅時効の特例も廃止となるため、企業における債権管理では、この消滅時効の変更を考慮する必要があります。

■ 主な債権消滅時効の改正

【現行民法・商法】

時効期間	債権の種類
1年	飲食店・旅館・映画館などの料金 レンタルビデオ・レンタカー料金 芸能人・プロスポーツ選手の給料 使用人の給料
2年	小売業の商品代、学習塾の授業料 理髪代金・クリーニング代、弁護士・公証人報酬
3年	医師・薬剤師の医療費、工事関連費用
5年	企業間商取引(商法)
10年	司法書士・税理士・マッサージ師などの報酬<原則適用>

【改正法】

要綱仮案の定める原則を適用
【原則…5年】

(2) 個人保証の一部制限

保証については、保証人保護を拡充する観点で改正案が検討され、①企業向け融資における保証人の保護と、②第三者による連帯保証の原則禁止、の2点を柱に議論が進められました。これらを踏まえて、要綱仮案では、まず①につき「根保証契約」を個人が保証する「個人根保証契約」については、極度額を定めなければならないとしています。

しかし、当初は原則禁止とした②については、「公正証書の作成」と「企業と一定の関係がある者を第三者から除外」の要件が追加され、「個人保証の一部制限」に後退した内容となりました。これには、保証の禁止により、実質的に金融機関からの融資が難しくなることで、資金調達に支障が出ることを懸念した企業側から明文化に対する慎重な姿勢が示されたことが作用したものとされます。

3 企業活動に関わる契約類型の改正項目

■ 約款の明文化をめぐる議論

今回の民法改正に関する審議では、約款の取り扱いが重要項目として挙げられていましたが、要綱仮案には「保留」と記載されました。

これは明文化を目指す法務省と、業務に関わる制限を懸念する企業側・経済団体との間で折り合いがつかず、結論が持ち越されたことによるものです。

約款は、一般社会でも国民生活に大きく関わる場面が多い一方で、契約ルールの基盤である民法上に何ら根拠を持たないものでもある点について、長く問題点が指摘されてきたものの、明文化に対する企業側の抵抗感は強く、今回の要綱仮案での取りまとめを見送ったという経緯があります。

尚、国会への法案提出までの期間、検討が続けられますが、中間試案までは「約款」という表現であったのが、その後「定型条項」に、そして現在は「定型約款」という言葉に置き換えられました。

■ 「約款」をめぐる課題 ～身近な約款の例

- 生命・損害保険、旅行、公共料金（電気・ガス等）、携帯電話、インターネット通販 等

定型的な大量の取引を安全、かつ効率的に遂行するためのツール

- 法的根拠が存在しない（民法上に規定がない）
- 明確な定義がない
- 企業や業種ごとに形式が異なるものがある
- 悪質な約款（不当条項・不意打ち条項）の存在

民法に明文化することで・・・

◆ 消費者保護の観点から・・・

- 約款の定義の明確化
 - 内容変更時の妥当性チェック 等
- ⇒ 悪質な約款を法的に排除可能

経済団体の反発

◆ 企業側のリスク

- 業務の制限
- 約款の全面的見直し
- 慣習的ルールの変更

「約款」明文化は、今後も注視すべき

4 その他債権一般に関する重要改正点

■ 債権譲渡

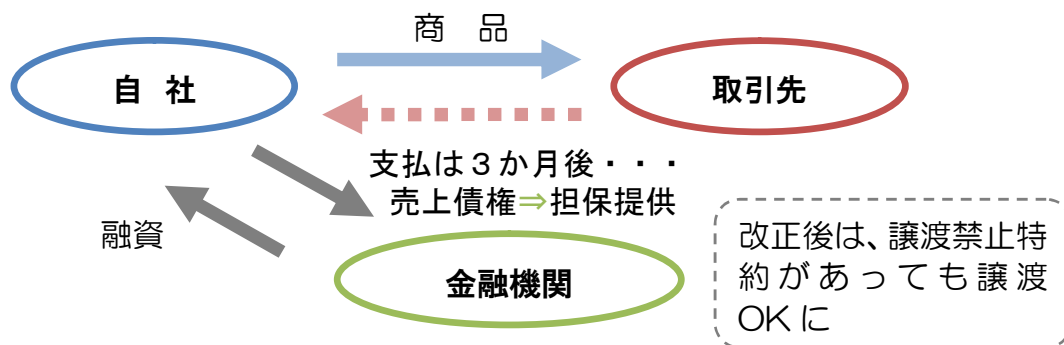
(1) 譲渡禁止特約

現行法においては、債権譲渡について当事者間で許さない特約（＝禁止特約）をした場合の効力について、明確に規定されていなかったことから、債権を担保とする資金調達を阻害している可能性も指摘されていました。

これを受けて、今回の要綱仮案では、次のように明文化しています。

- 用語の変更：「譲渡禁止特約」 ⇒ 「譲渡制限特約」
- 譲渡制限特約があっても、譲渡そのものは有効

企業間取引では、債権の譲渡禁止特約を締結するケースが多くなりますが、資金調達の検討に際し、企業は売上債権を担保として融資を受けることも可能になるため、資金調達の選択肢が拡大すると期待されています。



(2) 金銭債権譲渡の第三者対抗要件

債権譲渡については、中間試案では、債権の譲受人が第三者に対して譲り受けたことを主張、対抗するための民法上の要件を変更することが提案されていました。

金銭債権については、中間試案の段階で第三者対抗要件を債務者への通知もしくは債務者の承諾から登記に一元化する案が有力でしたが、要綱仮案には同案が採用されず、概ね現状維持という印象があります。

(3) 将来債権譲渡

現行法の下でも、判例上で将来債権譲渡は一定程度は認容されており、運用されていました（最判平成11年1月29日民集53-1-151等）が、要綱仮案において「将来債権譲渡」が明文化されています。

経営データベース 1

ジャンル: IT・情報技術 > サブジャンル: ERP



ERPの導入

ERPの導入について教えてください。



1. 導入の考え方

ERPは全社システムですから、例えて言えば、会社の"骨格"となるものです。つまり、ERPの導入はいわば「骨格の入れ替え」ということです。このような大手術であれば、会社の体型にあったものでなければ、うまくいくわけがありません。ERPという骨格をはめ込み、ベストプラクティスという理想的肉付けをするには、会社自身に合う合わないが重要なのです。あまりにも体型と違いすぎる骨格は論外だということです。

ERPはあくまでもツール(道具)ですから、使う企業に合ったものを正しい使用方法で使いこなす限りで「是」だと思います。ERP導入の成功のためには、自社を良く理解し(日本の商習慣、会社の規模、業種など)、フィットするERPを選択することが大事なのです。

その点をおろそかにした結果が「日本の企業にERPは合わない」、「ERPは導入したけど本当に業務の最適化が図れているのか」という悲劇に繋がるのだと思います。その意味で、GLOVIA-1Cは、当初より中堅企業向けに開発されたERPであり、日本の商習慣への対応、中堅企業にとって過不足のない標準的機能をもっているERPと言えるでしょう。

2. 導入がもたらす基幹業務体制

その企業の生産する製品、業界慣習、企業文化などによって変わってきますし、業務手法にはその企業の付加価値を生み出して競争を優位に導いているその企業特有のノウハウが含まれていることが少なくありません。ワープロだったら既製品を採用しても業務のノウハウへの影響は微々たるものでしょうが、ERPは基幹業務の情報システムパッケージであり、業務そのものと密接に結びついています。多くの企業の業務を良いところ(ベスト・プラクティス)を参考にし、培われたERPを採用したら、他社で行われているそれらの良い業務処理を参考にできるメリットがありますが、一方では自社特有の業務の長所をうまく生かしきれないリスクがあることとなります。パッケージソフトといっても、ワープロを購入する時などとは意味が違ってきます。大企業で開発されてきた従来の部門単位の情報システムと違って、企業の基幹業務全体が「大福帳型のデータベース」を介して統合的に管理されます。特に、受注・販売・生産などの業務における個別処理が、入力時点で即時に会計情報として反映され、参照することができる大きな特長となっています。業務効率が上がるとともに、スピーディな財務会計、管理会計が実現します。ただ、これを実現するためには、関連する基幹業務全般にERPを利用することが必要です。

経営データベース ②

ジャンル: IT・情報技術 > サブジャンル: ERP



ERPの特徴

ERPの特徴とはどんな内容ですか。詳しく教えてください。



1. ERP（ERPパッケージ）の特徴

ERPには、以下のような特徴があります。

①オンライン統合化システム

ERPは受注、生産、出荷、販売、会計、人事、品質など企業の基幹業務全体をサポートし、各アプリケーションやデータを統合的に機能させています。データベースは1つです。1つのデータベースで、企業の販売、会計、購買、生産在庫などを管理することができます。また購買・現場・経理検収も一元化されています。

②パラメータによるカスタマイズ

企業の事情にあわせてカスタマイズできます。特に製造業では、見込み生産、受注生産、半見込み生産、個別受注生産、プロジェクト型生産形態、プロセス型生産などもできます。

③リアルタイム更新

リアルタイムでデータ更新が可能です。業務のトランザクションが発生するとERP内の関連するデータをリアルタイムに更新し最新の状態にします。

④データの共有化

システム全体のデータ構造が標準化されています。これによりデータの整合性と正確性が実現されます。複数の業務分野のデータベースやシステムが統一的に設計され、データの一貫性や重複作業（伝票の再入力やデータの整合性など）の防止を実現しています。

⑤システムのオープン化

他のコンピュータやシステムと接続可能です。

⑥グローバルで使用できる

10から20ヶ国の言語が使用可能で、複数の通貨や主要国の税制にも対応しています。（販売されているERPパッケージによります。）

この結果、以下の例のように、ビジネスのリードタイムを短縮することができます。

- 月次計算（決算）のスピードアップ
- 生産販売計画の立案のスピードアップ
- システム運用（オペレーション、教育、メンテナンス）が効率的になります。

週刊企業経営ウェブマガジン No. 403

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。